



山梨県屋外広告物ガイドライン

令和2年4月



Design Guideline ○

はじめに

私たちのふるさと山梨は、富士山や南アルプスなどの山岳景観をはじめ、これらを源とする川や溪谷、湖など多様な自然景観や、街道に残る宿場まちや農村の集落など、歴史的文化的な景観も豊富です。

このかけがえのない景観は、県民はもとより世界に誇れるものであり、それを保全継承し、ひいては創造していくことが求められることから、山梨県では美しい県土づくりを目指し、様々な施策に取り組んでいきます。

景観を考える上で重要な要素のひとつに、屋外広告物があります。山梨県は、山梨県屋外広告物条例にもとづき、一定のルールを定めています。屋外広告物を表示できない地域と、できる地域を定め、できる地域の中でも、それぞれの地域の特性に応じて、基準を定めています。

山梨県屋外広告物条例を遵守することは、屋外広告物による景観形成にあたり、必要最低限のルールです。

その上で、屋外広告物を設置する地域や、屋外広告物の種類にまで配慮して、周囲の景観と調和した広告物をデザインすることは、主に広告主のモラルに委ねられています。

そこで、主に広告主の方へ質の高い広告物にするための手法や考え方、優良な広告物の事例を紹介するため、本ガイドラインを作成しました。

このガイドラインを参考に、山梨県屋外広告物条例によるルールの遵守に加え、より良い景観形成を目指して、屋外広告物のデザインを検討していただければと考えています。



目次

はじめに	1
屋外広告物の考え方	3
山梨県屋外広告物条例について	7
地域別のガイドライン	11
種類ごとのガイドライン	15
企画・デザインの基本	23
適正な管理	37

屋外広告物の考え方

山梨県の屋外広告物の役割と性質

山梨県は、山々への眺望、盆地に広がる果樹地、川や溪谷、湖など、豊かな自然が織りなす多様な景観や、神社仏閣、旧街道に残る宿場まちや農村集落などの歴史的文化的な景観に恵まれています。

このかけがえのないすばらしい景観は、美しい自然と建物、道路など、まちの中にある様々なものが、ハーモニーを奏でることによって生まれます。屋外広告物も、ハーモニーを奏でる重要な要素のひとつです。



▲背後の山と茅葺屋根の建物が一体となって景観を形成しており、建物に合わせて設置された広告物も景観の要素のひとつです



▲連続する瓦屋根と白壁造りの建物に調和する広告物が掲示され、ひとつのまちなみ景観を形成しています

屋外広告物は、個々の設置者が、山梨県屋外広告物条例のルールの下で、自由にデザインすることができます。

そのため、視覚効果を求めるあまり、主張性の高いインパクトのあるデザインや大きさ、色が用いられることもあります。

しかし屋外広告物は、山並みなどの自然景観や建物などのまちなみ景観とともにみんなの目に入ってきます。

屋外広告物は、山や川、建物、道路などと同じく、みんなのものといえるでしょう。

会社や商品のアピールだけでなく、このすばらしい山梨の景観を無駄にせず、魅力ある景観と調和した屋外広告物とすることが、まち全体の魅力を高め、まちに潤いを与えることにつながるはずです。



▲建物や植栽、広告物が歴史や文化を醸し出し、魅力ある街道景観を形成しています



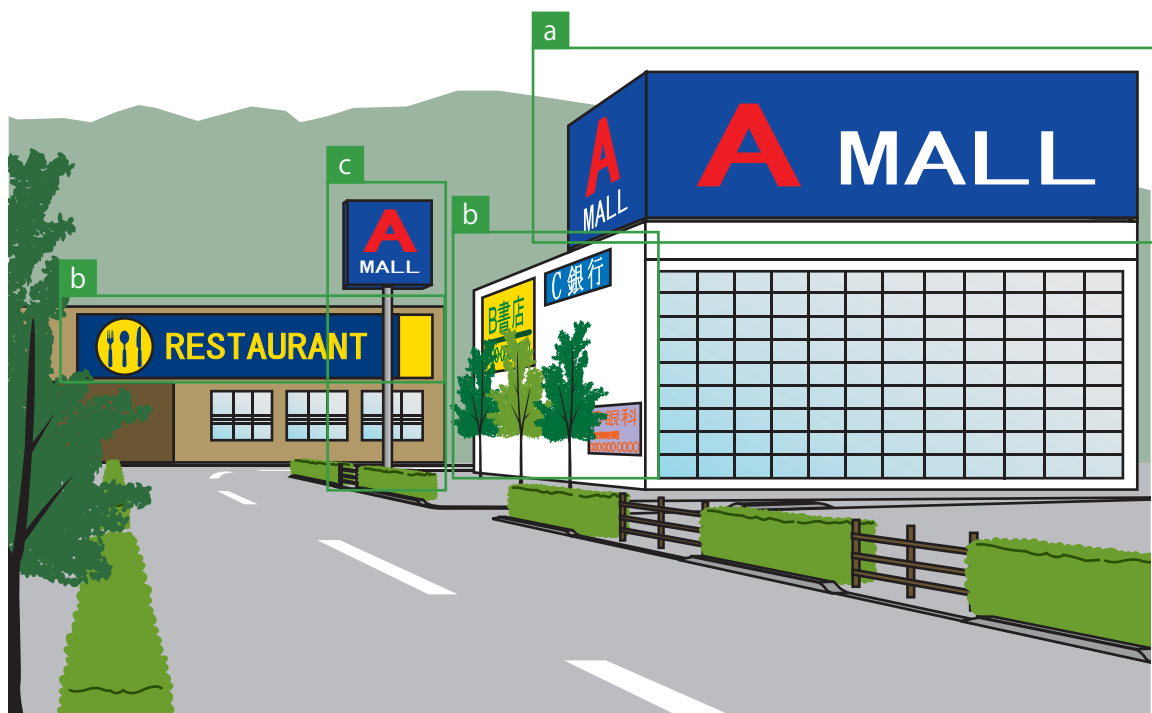
▲木のぬくもりが感じられる建物や広告物が、美しい自然景観と調和しています

屋外広告物を設置するときの考え方

屋外広告物を設置するときには、まず、山梨県屋外広告物条例を遵守しなければなりません。地域の特性に応じて、設置することのできる屋外広告物の基準が定められています。

1 まず、山梨県屋外広告物条例を遵守しなければなりません。

詳細は、屋外広告物の手引きや条例を、ご覧ください。



① 山梨県屋外広告物条例が定める基準に合致した広告物を設置します

- a** 屋上広告物
 - ・高さ 10m 以内
 - ・外壁面の延長から広告物が突出しない
- b** 壁面広告物
 - ・外壁の側端から突出しない
- c** 建植広告物：
 - ・高さ 15m 以内
 - ・表示面積 50 m²以内

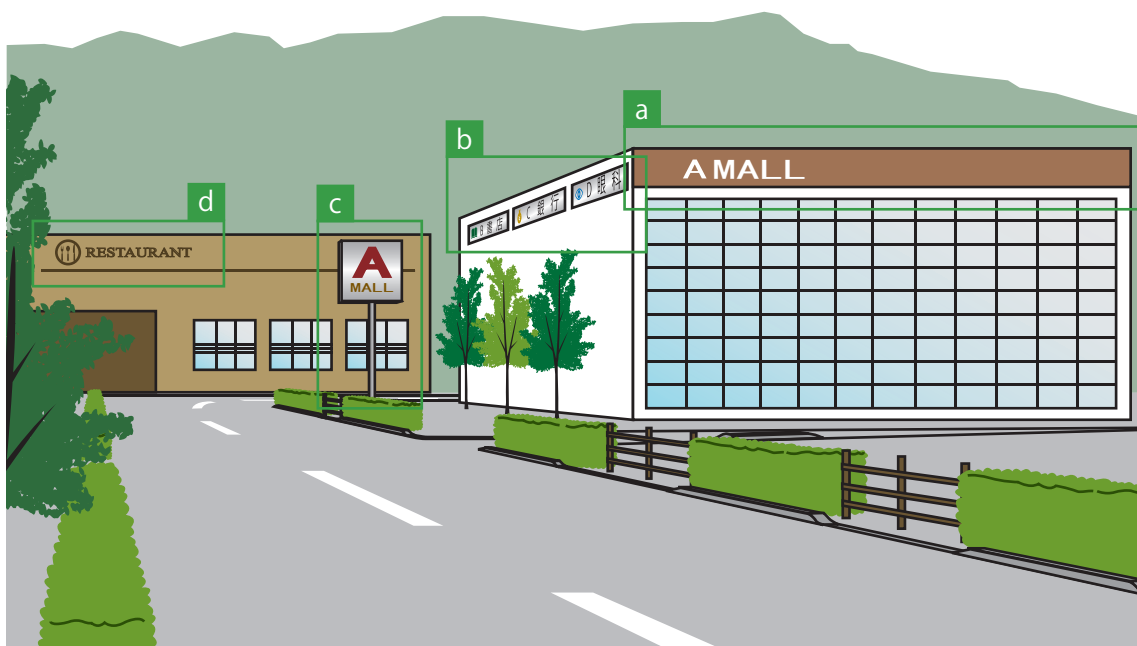
※上記の基準は、第二種許可地域の基準の一部です

次に、より良い景観を形成するため、山梨県屋外広告物条例が定める基準に加えて、屋外広告物の背景にある建物や自然との調和、歩行者や自動車からの屋外広告物の見え方などに配慮して、屋外広告物を設置しましょう。

そうすることにより、まち全体の魅力を高め、まちに潤いを与えてくれるはずです。

2 より良い景観形成を目指して、デザインを検討します。

本ガイドラインを活用してください。



2 設置数を減らします

a 屋上広告物を設置せず、壁面に店舗名を表示しました。

3 広告物の見え方に配慮します

b 複数の店舗名を表示する建物の壁面では、広告物の大きさを揃えました

c 建植広告物の高さを抑え、背後の山並みとのバランスに配慮して設置しました

d 派手な表示を避けて、色を抑え、周囲と調和に配慮しました

山梨県屋外広告物条例について

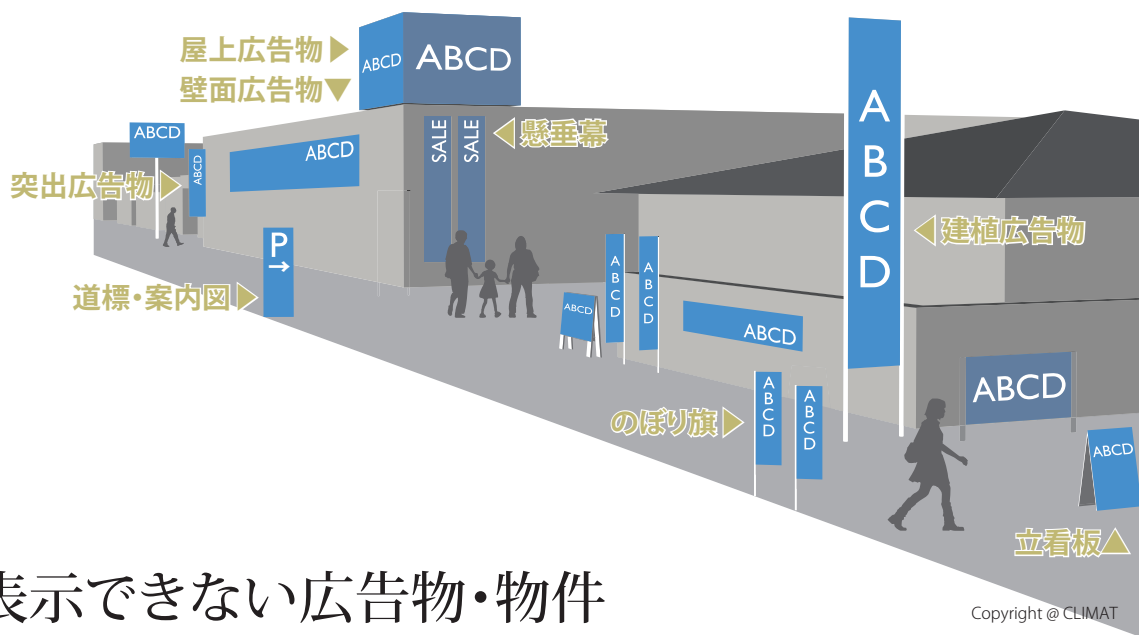
山梨県では、美しい県土づくりを進めるため「山梨県屋外広告物条例」により、表示できる屋外広告物の「大きさ」や「色」の基準が定められており、この条例を遵守しなければなりません。

※甲府市は平成31年4月1日から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

条例で定める屋外広告物

山梨県屋外広告物条例の規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものです。

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
2. 屋外で表示されるものであること
3. 公衆に表示されるものであること
4. 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること



Copyright © CLIMAT

表示できない広告物・物件

表示できない広告物

- 著しく汚染し、退色し、又は塗装のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 構造又は表示もしくは設置の方法に
- 危険性のあるもの
- 風雨、振動等により容易に破損し、
- 落下し、又は倒壊するおそれのあるもの
- 人又は車の通行を著しく害するおそれのあるもの

表示できない物件

- 橋、トンネル、中央帯、植樹帯
- 信号機、道路標識、ガードレール等、道路管理のための施設や工作物
- パーキングメーター、パーキングチケット発給設備
- 街路樹、路傍樹
- 消火栓、火災報知機
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所
- 形像、記念碑等
- 景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木

また、電柱・街灯柱等には、貼紙、貼札、立看板を表示・設置することはできません。

規制地域

屋外広告物は、地域によって街並みを構成する要素としての役割が異なっているため、それぞれに地域の特性にあわせて規制できるように、2種類の禁止地域と3種類の許可地域に区分して規制基準を定めています。

禁止地域

本県を代表するような自然景観、歴史的資産をとりまく景観、快適な住環境や都市の玄関口としての景観などを美しく保つため、広告物が原則表示できない地域

第一種禁止地域

- ・景観地区、風致地区
- ・重要文化財等に指定された建造物の敷地内及び史跡・名勝・天然記念物
- ・風致保安林
- ・自然公園の特別地域で都市計画区域外
- ・自然環境保全地区のうち自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区
- ・墓地 ほか

第二種禁止地域

- ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域
- ・都市公園等
- ・自然公園の特別地域で都市計画区域内
- ・駅前広場の区域で知事が指定する区域
- ・道路、鉄道、軌道等用地及び道路等の用地の両側1,000m以内の地域のうち、これらの用地から展望できる地域で第二種禁止地域に該当するものとして知事が指定するもの ほか

許可地域

自然と生活が調和している地域や活発な商業活動を促進する地域において、広告物の乱立を防止し、景観との調和を図るため、一定の基準の範囲内で表示できる地域

第一種許可地域

- ・第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域
- ・自然公園の普通地域で都市計画法の用途地域外
- ・学校、図書館、博物館、美術館等の施設及びその周囲で知事が指定する地域
- ・自然環境保全地区のうち自然活用地区、自然造成地区 ほか

第二種許可地域

- ・自然公園の普通地域で都市計画法の用途地域内
- ・市及び7町村の区域で第一種、第三種許可地域以外の地域
- ・景観法に基づく景観計画区域
- ・道路、鉄道、軌道等用地及び道路等の用地の両側1,000m以内の地域のうち、これらの用地から展望できる地域で第二種許可地域に該当するものとして知事が指定するもの ほか

第三種許可地域

- ・都市計画法の用途地域のうち、商業地域

景観保全型広告規制地区

- ・良好な景観を保全することが特に必要な区域として知事が基準を強化する地域

まっぷde山梨 山梨県地理情報システム（統合型GIS）

まっぷde山梨 (<http://gis.pref.yamanashi.jp/webgis/?p=1>) のオンラインサービスから、屋外広告物規制図にアクセスすることで、山梨県内の規制地域の概要を確認できます。なお、詳細は各許可機関に問い合わせ下さい。



▲甲府駅周辺の屋外広告物規制図

規制基準

許可地域内においては地域区分ごとの基準に適合し、かつ許可を受けることにより広告物を表示できます。道標・案内図は禁止地域内であっても地域区分ごとの基準に適合し、かつ許可を受けることにより表示できます。

屋外広告物を表示する場合、地域区分ごとや種類ごとの基準を、「山梨県屋外広告物条例」や「屋外広告物の手引き」から確認する必要があります。

屋外広告物の手引き

「屋外広告物の手引き」では、「山梨県屋外広告物条例」をわかりやすく解説しています。

2 建築物を利用する広告物等に係る基準

2.1 共通基準

建築物を利用する広告物等に係る共通基準				
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
	表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合 左図の場合 $(A1+A2+A3+A4) \div (Aw+Ax+Ay+Az)$	$1/4$ 以下	$1/3$ 以下	$1/2$ 以下
	同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合の合計 左図の場合 $(A1+A2+A3+A4) \div Aw$	$3/10$ 以下	$1/2$ 以下	$7/10$ 以下
(自家用以外の広告物の表示面積も含め算出)				

▲建築物を利用する広告物等に係る共通基準（屋外広告物の手引きより抜粋）

屋外広告業について

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を言います。山梨県内（※甲府市の区域を除く。）で屋外広告業を営む場合には、県内での営業所の有無を問わず、あらかじめ屋外広告業の登録を受けなければなりません。

※甲府市は平成31年4月1日から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例が適用されます。甲府市内で屋外広告業を営もうとする場合は、甲府市へ登録が必要になります。

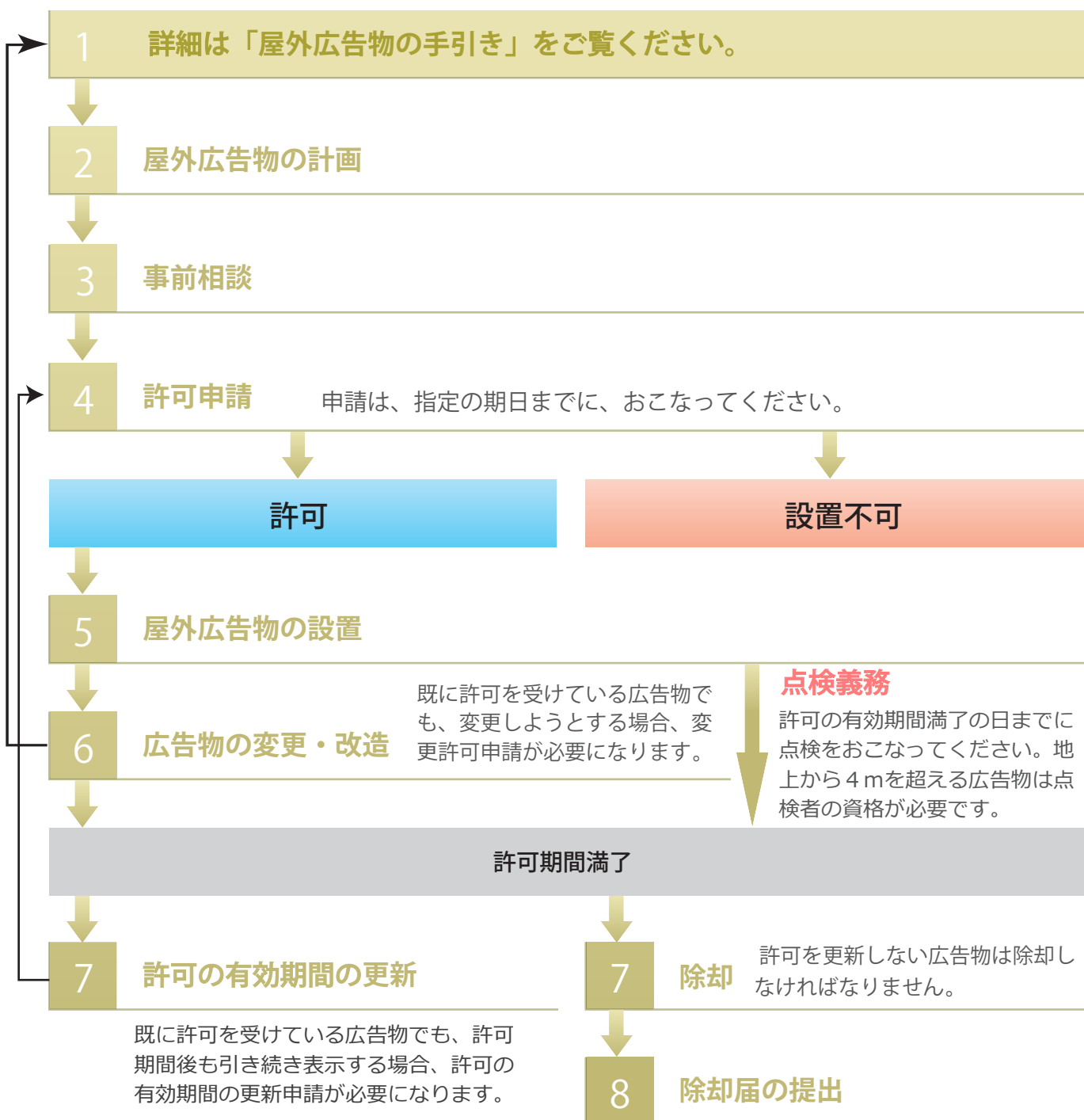
屋外広告業者は、営業所ごとに次の資格者の中から業務主任者を選任しなければなりません。

1. 屋外広告士
2. 職業訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者（いずれも広告美術科に係るものに限る）、技能検定合格者（広告美術仕上げに係るものに限る）など
3. 山梨県又は他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者

業務主任者は、屋外広告物条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反することがないように、当該営業所において屋外広告業に従事する者を監督しなければなりません。

許可申請手続き

山梨県で屋外広告物を設置するためには、原則として、知事の許可が必要です。
(設置場所と大きさ等によっては許可のいらないものがあります。)



申請等の時期

- 新たに広告物を表示する場合（新規申請）：表示しようとする日の10日前まで
- 既に許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする日の10日前まで
- 許可期間後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：許可期限の10日前まで
- 広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内

地域別のガイドライン

屋外広告物を設置する場所が、どのような特徴をもった地域なのか理解することが大切です。目立つだけの派手なデザインを避け、地域の特徴を活かした、地域の住民が自慢したくなるようなデザインを考えましょう。

また、来る人が、「大事にしてくれそう」「入ってみたい」と思ってくれるような広告物や空間づくりもより一層魅力や賑わいを高めます。

商業地域（業務地域）



商業施設が建ち並ぶ地域では、過剰な表現や大きさは控え、建物や他の広告物との調和したデザインを考えることが大切です。

！ 配慮したいポイント

- 建物の最も天辺にあるもの（屋上広告物や屋上広告物がない場合は建物）の高さを揃え、空を背景とした構造物の輪郭（スカイライン）を一定に保つ。
- 複数の広告物、隣接する建物の広告物などは、調整して、デザインのスタンダード化、集約化を行う。
- 緑を活かしたうるおいある空間の演出を行う。

商業地域（商店街）



小規模な店舗が立ち並ぶ地域では、歩行者にとって快適な歩行空間となるよう、周辺の店舗や屋外広告物とのバランスに配慮したデザインを考えることが大切です。

！ 配慮したいポイント

- 突出広告物を設置する際は、位置・大きさを商店街で揃える。
- 小さくとも各店舗の個性を表現した屋外広告物を考え、楽しいまちなみの演出を行う。

幹線道路沿道地域



自動車の往来が多い地域では、できるだけ他の広告物と高さを揃え、見通しの良い眺望を確保することのできるデザインを考えることが大切です。

！ 配慮したいポイント

- 沿道に設置する広告物の高さや大きさを抑え、連続性のある配置を行う。
- 緑を活かしたうるおいある空間の演出を行う。
- 複数の建植広告物は控え、沿道に設置しても効果の薄い広告物は撤去する。

住宅地域



住宅や小規模店舗が並ぶ地域では、おだやかな生活を確保し、地域住民から親しまれるデザインを考えることが大切です。

！ 配慮したいポイント

- 歩行者の視線に合わせて、できるだけ小さなものを設置する。
- 緑を活かしたうるおいある空間の演出を行う。
- 安全や教育に配慮した表現を行う。
- 広告の夜間照明は最小限に留める。

田園地域



畑や田園が広がる地域では、遠くの山並みや空、川などの眺望を阻害しない、自然と調和したデザインを考えることが大切です。

！ 配慮したいポイント

- 畑や田園の中には、設置しない。
- 自然との調和に配慮し、できるだけ小さく、高さを抑えて設置する。
- できるだけ木材や石などの自然素材を使用する。
- 広告の夜間照明は最小限に留める。

自然地域



豊かな自然景観が広がる地域は、その美しい景観を遮らないよう、できる限り広告物を提出せず、必要最小限の自家用広告物の設置にとどめましょう。また、自然を生かしたデザインを考えることも大切です。

！ 配慮したいポイント

- 自然との調和に配慮し、できるだけ小さく、高さの抑えたものを設置する。
- できるだけ木材や石などの自然素材を使用する。
- 彩度を抑え自然環境に調和した色彩にする。
- 広告の夜間照明はできるだけ設置しない。

富士山周辺地域

富士山とその周辺にある神社、登山道、湖沼等の文化財は、平成25年6月、世界遺産として登録されました。それは富士山が、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、世界にふたつとない価値を持ち、また周辺の文化財も世界文化遺産としてふさわしい価値を有しているからです。私たちはこれら世界に誇れる文化遺産の価値を保全し、後世に継承していくことが求められています。

こうしたなか、屋外広告物は富士山周辺地域の景観形成を考える上で重要な要素の1つであるため、富士山の眺望を阻害せず、文化財との調和を乱さないよう、注意して設置することが必要です。

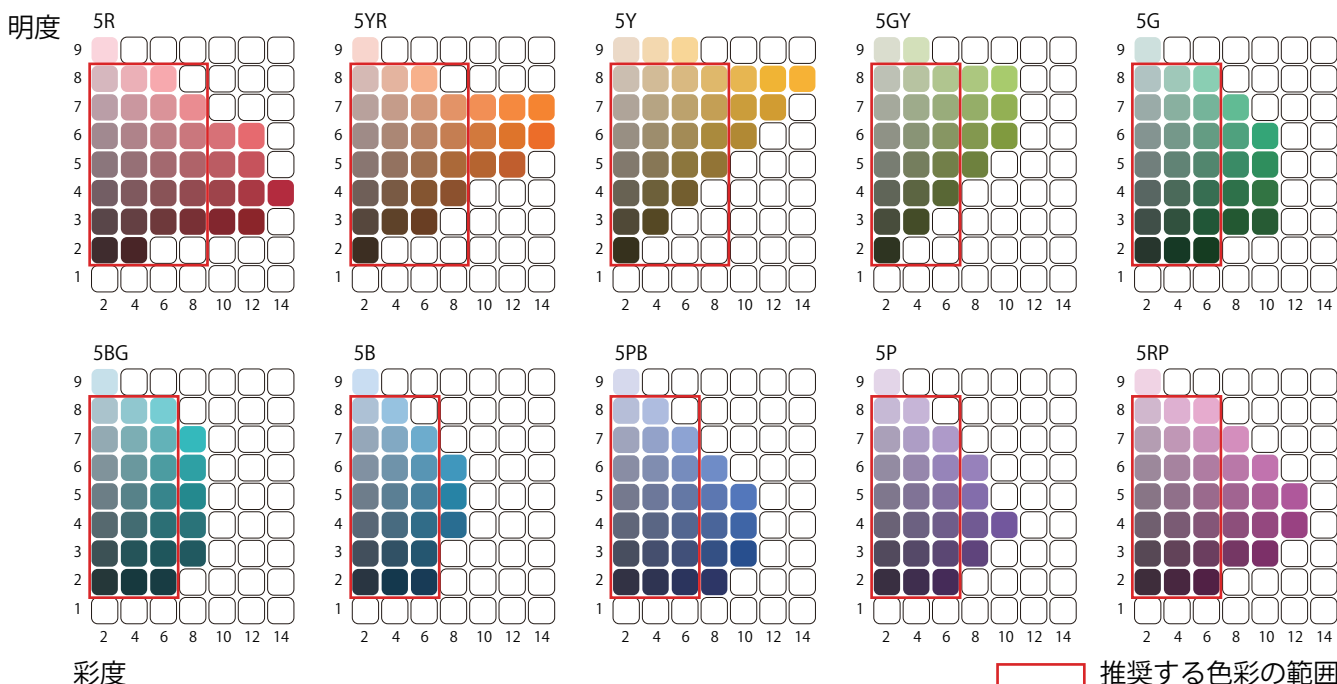


! 配慮したいポイント

- 高彩度色は使わない。 【推奨】「推奨する色彩」を参照
- 色数を抑える。 【推奨】色数は3色までとし、写真広告は控える。
- 必要以上に大きなものは避け、小さくても情報が伝わるようデザインを工夫する。
- できるだけ自然素材を用いる。
- 緑を活かしたうるおいのある空間の演出を行う。
- LED広告などの表示内容が変化するものや照明が点滅するもの、ネオン管は設置しない。
- 外照式の照明を設置する場合は、広告物以外を照らさないよう工夫する。

推奨する色彩

【推奨色】彩度6以下（色相がR、YR、Yの場合、彩度8以下）、明度2以上8以下



！ 広告物の種類ごとに、配慮したいポイント

建物を利用する広告物

- 屋上には広告物を設置しない。
- 突出広告物はオリジナリティの高いデザインとしながらも表示面積をできるだけ小さくし、位置・大きさを沿道で揃える。

建植広告物

- 富士山眺望を妨げない様にできるだけ低くまた小さくする。
【推奨】高さ5m以下1方向から見た面積4m²以下

のぼり旗

- むやみに設置しない。
- 道路際への設置は極力控える。

配慮した広告物のイメージ



配慮前

- 沿道の広告物が富士山への眺めを遮っています。
- 高彩度色の面積が大きく、周囲の景観から浮き出した印象を与えています。
- 文字数が多く、重要な文字が読みにくくなっています。



配慮後

- 高さを抑えたことで、富士山への眺めを遮らなくなりました。
- 高彩度色を避けたことで、周囲の景観と調和した広告物になりました。
- 文字数を少なくしたことで、文字が見やすく、落ち着いた印象になりました。

種類ごとのガイドライン

このガイドラインでは、大きく分けて3種類の広告物を取り扱います。建物に取り付ける「建物を利用する広告物」、建物に取り付けず、地上に設置する「建植広告物」、その他に「簡易な広告物」の3種類です。PR効果はもちろん、周囲の景観や他の建物との調和を考えながら、設置する広告物の種類を決める必要があります。ここでは、それぞれの広告物を設置する際に気を付けたいポイントを紹介します。

！ 建物を利用する広告物の配慮したいポイント

街並みとの調和を考える

広告物や建物などの輪郭を揃えることは、街並み景観にとってとても大切で、整っていないと乱雑な印象を与えてしまいます。

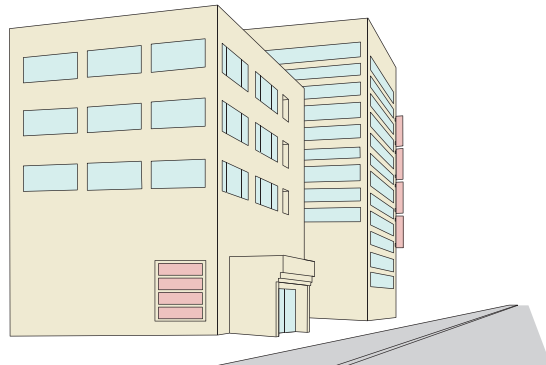
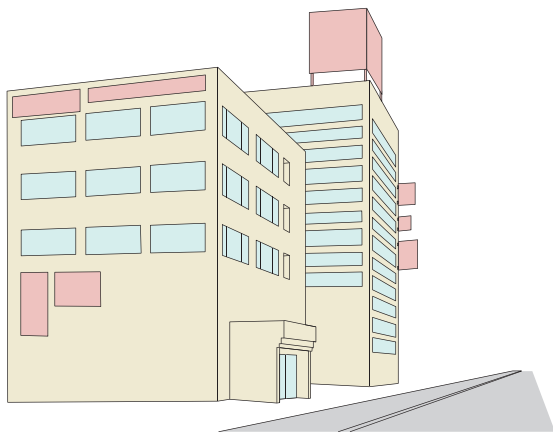
広告物の高さを抑え、空を背景とした広告物や建物の輪郭（スカイライン）を揃え、かつ、山の稜線を遮らないようにバランスを考え設置することで、街並みと調和し、すっきりとした好印象を与えることができます。また、壁面広告物の壁面線も、隣接する建物とあわせることで、すっきりとします。



建物との調和を考える

都市部では、広告物と建物との調和が大切です。建物の形態に合わせた広告物の設置場所や、基調となる建物の色彩やデザインを理解しながら、広告物のデザインを考えましょう。

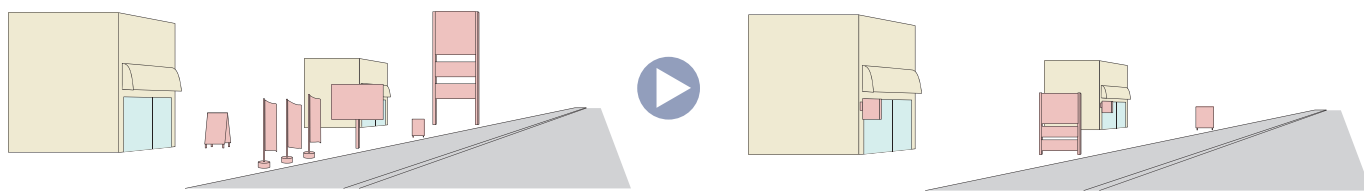
テナントビルでは、複数の壁面広告物がバラバラに設置されると、乱雑な印象を与えてしまいます。テナントのオーナーが一括で管理したり、テナント同士が連携して、統一感を持たせることが重要です。



！ 建植広告物の配慮したいポイント

設置数を抑える

建植広告物は、特に自家用広告物の場合、敷地内で必要以上の規模で設置されている場合があります。必要以上に多くの広告物を設置することは、建物を含めた敷地内の景観はもとより、沿道景観への配慮にも欠いてしまいます。設置数を抑え、見通しのよい沿道景観を意識しましょう。



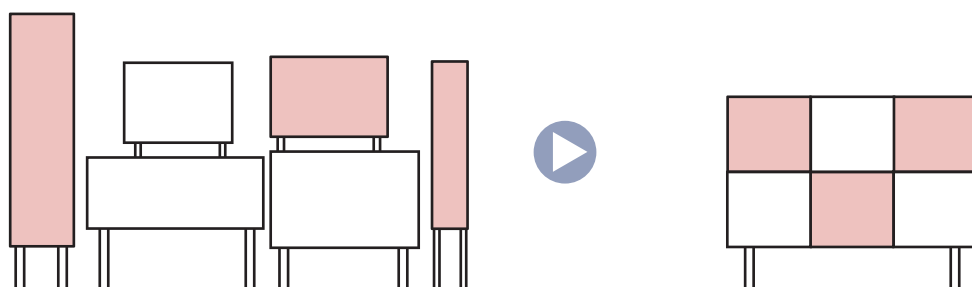
高さを抑える

背景の空や山の稜線、他の広告物とのバランス等に配慮した高さとしましょう。



できる限りまとめる

複数の店舗名などを表示する際には、支柱を共同で利用するなどしてひとつにまとめ、周囲の景観や建物との調和を考えましょう。



建物を利用する広告物

屋上広告物 壁面広告物

屋上広告物や壁面広告物など、面積の大きいものは、景観に大きな影響を与えます。背景の空や山の稜線、周辺の環境や建物、他の広告物とのバランスに配慮しましょう。一見目立つような派手な色彩や、多くの情報を表示することは、かえって広告物を見づらくすることもあります。




派手な色彩の広告物を用いずに、印象的な広告を掲出




壁面と同系色を用いた整った印象を与えるシンプルな文字



掲出する情報は少ないが壁面とバランスの取れた壁面広告物が個性を演出  25



彩度が低く色数が少ない壁面と、抑えられた広告物の掲出  26



屋上広告物、壁面広告物の掲示をできるだけ抑えながらも、賑わいのある沿道を演出



屋上広告物を用いずに、高さを統一することで、整った沿道景観を形成

突出広告物

突出広告物は、文字通り道路に突き出した広告物であり、人の目にもつきやすいものです。小さくてもディテールにこだわった広告物は、お店はもちろんのこと、街にも華やかな彩りを与えます。統一した大きさの広告物を連続して表示することでも、街並みが洗練されている印象を与えることができます。



連続する店舗が、広告物の高さや大きさを統一することで、美しく連続した街並みを演出



周囲の緑と調和して、店先をさりげなく華やける広告物

027



シンプルで素材を活かした、格調高い印象のデザイン



派手な色彩を使わず、広告物の形で業態を表現するデザイン



外壁と同色を用いて、シンプルだが印象に残るデザイン

広告幕

規則正しくシンプルに設置された広告幕は、建物をより印象深いものとします。幕がゆらめくことで、街にもリズムが生まれます。

軒下の広告幕やのれんは、伝統的な建物でなくとも、藍色や若草色など日本古来の色彩に染められたものを設置することによって、風情のある和の店構えを演出することができます。



表示する文字を最小限に留め、シンプルな色と形にしたことにより、外壁と一体感があり、モダンな印象を与えるデザイン



木格子に調和した、伝統的な色相ののれん ⑳



外壁と合わせて和の佇まいを演出するのれんと壁面広告物



原色をアクセントとして使い、外壁とも調和するのれん



外壁と同系色の藍色ののれん ㉑



伝統的な建物と調和しつつ、色の変化により華やかな玄関先を演出するのれん ㉒